

## 教育・保育提供区域の設定について（案）

### 1. 教育・保育提供区域の趣旨について確認

○ 市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

⇒ 教育・保育や地域の子育て支援について、設定した「教育・保育提供区域」ごとに、計画において、需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」の両者のバランスを見ていくことになる。

【計画のイメージ】

#### 1. 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」「確保方策」について

〇〇区域		1年目			2年目			5年間の計画を記載する。
		教育標準時間認定（1号認定）	満3歳以上・保育認定（2号認定）	満3歳未満・保育認定（3号認定）	教育標準時間認定（1号認定）	満3歳以上・保育認定（2号認定）	満3歳未満・保育認定（3号認定）	
①量の見込み （必要利用定員総数）		100	100	100	100	100	100	5年間の計画を記載する。
②確保の内容	幼稚園、保育所（園）、認定こども園（教育・保育施設）	60	100	100	80	100	100	
	地域型保育事業			0			0	
②-①		▲40	0	0	▲20	0	0	

教育・保育提供区域ごとに記載

不足がある場合には、整備を検討

#### 2. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」について

○学童保育（放課後児童クラブ）

〇〇区域	1年目	2年目	3年目	5年間の計画を記載する。
①量の見込み	100	100	100	
②確保の内容	100	100	100	
②-①	0	0	0	

教育・保育提供区域ごとに記載

- 「教育・保育提供区域」の設定にあたっては、
  - ・ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、
  - ・ 現在の教育・保育等の利用状況、
  - ・ 教育・保育を提供するための施設の整備の状況

その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅により容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。

- 認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに広域利用等の実態が異なる場合には、その実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに区域設定することができます。

### 【参考】区域の設定範囲の広さに関し、考え得るメリット・デメリット

	メリット	デメリット
区域の設定範囲が狭いケース(細かく区域設定した場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域内の施設・事業が整備され、自宅からの利用が容易となり、利便性が高まる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域内において、需給バランスが取れるように、多数の施設・事業を整備する必要が生じる可能性があり、一時的な需要の増減に左右されやすい。</li> <li>(⇒区域内の供給不足は当該区域内で整備することになり、隣接区域の供給に余裕があっても、当該区域で整備する必要性が生じる。)</li> </ul>
区域の設定範囲が広いケース(大括りに区域設定した場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的な観点から施設を配置でき、現在の利用者の利用状況に応じた検討が可能。</li> <li>・ 一時的な需要の増減に対して、広域で調整がしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域内にバランスよく施設を配置し、利用者の利便性が損なわれることのないよう配慮が必要となる。</li> </ul>

## 2. 区域設定にあたっての留意事項

- 区域設定をしたとしても、その区域内での利用を義務付けるものではありません。  
あくまで計画において、需給バランスを確認し、施設整備等の判断を行う地域単位として、区域を設定します。

### 【参考】参照条文

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

#### 第六十一条（略）

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）（抄）

#### 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の（二）の2に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の（二）の2に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

なお、市町村整備計画を作成する場合には、当該市町村整備計画に記載する保育提供区域（児童福祉法第五十六条の四の二第二項第一号に規定する保育提供区域をいう。）は、当該教育・保育提供区域と整合性が取れたものとする。